

「木造建築物の組立て等作業主任者」技能講習開催のご案内

＜岐阜労働局長登録教習機関＞
全建総連岐阜建設労働組合県本部

労働安全衛生法の規定により、事業者は木造建築物の組立て等の業務については、都道府県労働局長の登録を受けた教習機関が行う技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に該当作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければなりません。当機関では、標記技能講習を下記により開催しますので受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 開催日時 令和6年11月14日(木)・15日(金)
午前9時～午後5時15分 2日間(受付:午前8時30分から)
- 場所 全建岐阜厚生会館 (全建総連岐阜建設労働組合県本部)
岐阜市藪田南3丁目9番5号 電話<058>274-3131
- 2 受講資格 *木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取り付けの作業に3年以上従事した経験を有する者
ただし、少年則の関係により、満18歳以上からの経験年数となります。
*学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部の組立て等の作業に従事した経験を有する者

3 受講料等

	受講料	テキスト代	計
免除なし	8,500円	1,500円	10,000円
一部免除あり	7,500円	1,500円	9,000円

講習科目の受講の一部免除について **別紙参照**

※免除を受けられる方は対象の資格証のコピーをご提出下さい。

- 4 申込期間 令和6年9月11日(水)～令和6年10月31日(木) (定員30名)
- 5 申込方法 「申込書」に所要事項を記入(押印)の上、**本人確認書類(運転免許証等)のコピーと、写真2枚(3cm×2.5cm、申込書・修了証用各1枚)**を添えて以下へ申し込み、受講料等を納入して下さい。

送付先	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南3丁目9番5号 全建総連岐阜建設労働組合県本部
受講料等の振込先	十六銀行 六条支店(普通) 0286565 (名義人) 全建総連岐阜建設労働組合県本部

- 6 その他 注意事項は裏面をご確認ください。

お問い合わせ

全建総連岐阜建設労働組合県本部 電話(058)274-3131 FAX(058)274-3133

◆◆注意事項◆◆

- ① 定員人数に達し次第、受付を終了します。申込開始日よりお電話をいただいた方から順に仮申込を受付けます。申込期間終了日までに申込書の到着及び、入金を確認できない場合はキャンセルとさせていただきます。
- ② 受講者が僅少(15名以下)の場合には、講習を中止することがあります。
- ③ 振込手数料は、お振込人払いをお願いします。複数名受講される場合はまとめてお振込みいただいて構いません。
- ④ ご都合により受講をされない場合でも、受講料はお返し出来ません。
- ⑤ 遅刻や途中で退場された場合は以下の通りとなります。
《遅刻》15分以上遅刻された方は、受講することが出来ません。15分以内の場合は、遅れた分の補講を行っていただきます。
《途中退場》「欠席」扱いとさせていただきます。(受講料、テキスト代の返金はいりません。)
- ⑥ 講習終了後(2日目)に、修了試験を行います。修了試験に合格された方にはその場で修了証をお渡しします。
- ⑦ 当日は筆記用具(鉛筆・消しゴム)と、受講日の約1週間前に「**受講票**」を送付致しますのでご持参下さい。